



省エネ型「スマートライフ」を一步進めて 「スローフード」をめざしませんか

持続的発展可能な

地域社会の実現に向けて

エネルギーを節約し、シンプルな省エネ型ライフスタイルを、「スマートライフ」といいます。そして、さらに一步進んだ取り組みが、「スローフード」という運動です。近年では、さまざまな食材が1年を通して気軽に手に入ります。しかし、旬の時期を外して収穫するために野菜などを温室栽培したり、工場で大量に作られた食材を遠く離れた消費地まで輸送したりすることが、エネルギーの大量消費となつて、環境負荷の増大につながっているのです。

新たなライフスタイルは環境への配慮から大量生産・大量消費・大量廃棄によつてもたらされた環境問題。経済活動が急激な発展を遂げた結果、その後訪れた社会やライフスタイルの変化は、「物の豊かさ」によつて心の豊かさを感じるのではなく、本当に必要な物を吟味して手に入れ、それらを大切に使うという「心豊かな暮らし」を求める傾向が強まってきました。

市民の皆さんから「意見などをお願いしながら、社会や経済状況の変化が背景となつて見直した狭山市環境基本計画でも、心豊かな暮らしを実現するため、環境に配慮しているか、長期間にわたつて使えるかを考え、吟味して買物

をする」「修理やリサイクルをしながら物を大切に使う」「暮らし」という生活像を提案しています。

国も企業も動く

日本再生への取り組みの鍵「皆さんの環境に対する考え方を敏感に察知した企業や国は、消費者の満足度などに応えるために環境への配慮をしたり、法整備を進めたりするなど、環境問題に取り組むことは、今や日本再生への取り組みともいえる状況になっていきます。持続的発展が可能な社会、つまり経済発展と環境保護は相反するものという考え方を改め、現状を衰退させることなく、発展させていける社会の実現に向けて、世の中は動き始めているのです。

スローフードとは？

イタリアで始まった食生活を見直すこの運動が、日本でも広がっています。これは、ファーストフードに慣れ親しんだ現代社会を食から見直そうという運動で「質の良い食材を食べる」「忙しくても食事をゆっくり食べる」「地産の食材を積極的に食べる」「子どもたちの味覚を大切に育てる」「郷土の食文化を見直す」などの取り組みがあげられます

まずは身近なところから「スローフード」な生活をここで、皆さんももう一度、食生活を見直してみませんか？

狭山市は全国でも有名な里芋・ほうれん草・小松菜など露地野菜の生産地です。地元で採れたおいしい野菜は、JAいるま野の直売所などで販売しています。県や市も「地産地消推進運動」を進め、直売所の数を増やして、地元の野菜がもっと身近に買える仕組みを作るために努力しています。

季節に合った地元の露地野菜を率先して食べる…身近なところから、環境問題解決への取り組みは始まるのです。

問合せ環境政策課へ内線3671

8月25日 いよいよ 「住基ネット」の 二次サービスを開始!



平成14年8月5日から皆さんのご協力をいただいて、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」)がスタートして1年が経ち、8月25日(月)に二次サービスが始まります。

住基ネットは、地方公共団体共同のシステムとして、居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、氏名・生年月日・性別・住所の4つの情報と住民票コードなどによって、全国共通の本人確認を可能とするシステムです。このシステムは、将来、電子政府・電子自治体の基盤となります。

■住基ネットの一次サービス

各市区町村の住民基本台帳のネットワーク化を図り、都道府県や指定情報処理機関で住民票の情報のおうちの4情報と住民票コード、さらにこれらの変更情報(本人確認情報)を保有することで、全国共通の本人確認が可能となりました。これにより、これまでパスポートなどの申請の際に必要だった住民票の写しが不要となるほか、恩給

受給権調査申立書などに市区町村長の証明が不要になりました。

■住基ネットの二次サービス

①住民票の写しの広域交付
現在、住民票の写しの交付は住んでいる市区町村でしか受けられません。これが、住基ネットを活用して全国の市区町村間で住民票の情報のやり取りができるようになることで、全国どの市区町村で

も住民票の写しが交付できるようになります。

狭山市では市内にお勤め、通学している方などの利便性を考慮し、市役所のほか狭山市駅市民サービスコーナー、新狭山出張所、人間出張所で住民票の写しの広域交付を行います。

広域交付の住民票の写しを取るには、住民基本台帳カードが官公署が発行する免許証など写真付きの身分証明書が必要で、狭山市の交付手数料は1部100円です。

②住民基本台帳カードの交付

希望者に住民基本台帳カードを交付します。住民基本台帳カードには写真なしと写真付きの2種類があり、どちらかを選択できます。また、カードには点字エンボス加工が施されます。カードを交付する際、写真付きの身分証明書をお持ちの方は即日交付できますが、お持ちでない方は日数を要します。

なお、住民基本台帳カードの交付に際し窓口の混雑が予想されますので、当分の間は、カードを申請する日時を電話で予約してください。予約は8月19日(火)から受け付けます。

カードの交付と電話予約は市役所のみで受け付けます。住民基本台帳カードは転出すると失効さ

れます。転入した市区町村で必要な場合は改めて申請が必要です

申請に必要なもの

身分証明書(官公署が発行する免許証など顔写真付きのもの)
認印 写真(写真付きカードを希望する方のみ)。サイズは縦4.5cm×横3.5cm。6月以内に撮影した無帽、正面、無背景のもので、裏面に氏名などを記載)
交付手数料500円

③転入転出手続の簡素化

現在は、他市へ引越す場合、住んでいる市区町村に転出届を行い、転出証明書を持って引越し先の市区町村に転入届を出さなければなりません。これが、住基ネットを活用して転出証明書に載せている情報を電子情報として市区町村間で送受信できるようにするため、あらかじめ郵便などで転出届を行うことにより、元の市区町村の住民基本台帳カードを引越し先の市区町村の窓口で提示すれば、引越しの際の窓口での手続きを転入時の1回だけで済ませられます。

詳しくは、総務省のホームページ

http://www.soumu.go.jp/c_gyousei/daiyo/index.html をご覧ください。
●問合せ市民課へ内線1033